

新潟市告示第260号

道路の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市南区役所建設課において、一般の縦覧に供する。

平成20年4月14日

新潟市長 篠田 昭

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 供用開始年月日 |
|-------|-------|--|------------|
| 県道 | 白根黒埼線 | 新潟市南区戸石字居浦282番1地先から 新潟市南区戸石字居浦378番1地先まで | 平成20年4月14日 |